

大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて

大阪府障がい者自立支援協議会では、平成 29 年度より、地域自立支援協議会を核にした「地域ネットワークの構築」を軸に、地域自立支援協議会が抱える課題の解決に向け、大阪府障がい者相談支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）との連携による地域支援の取り組みを実施している。

今年度行ったヒアリング結果の報告及びこれを踏まえた新たな派遣候補先（案）等は、以下のとおりである。

＜参考：大阪府障がい者相談支援アドバイザーとは＞

H19 に地域自立支援協議会の設置支援を目的として創設。その後、各市町村における自立支援協議会設置や基幹相談支援センター設置を受け、基幹相談支援センターに対する後方支援や計画相談の完全実施に向けた後方支援等を目的に、地域の相談支援体制づくり、相談支援専門員のスキルアップ、協議会活性化のための助言等を行っている。

1 地域自立支援協議会に対するヒアリングの実施

＜ヒアリング内容＞

ヒアリングの実施に当たっては、地域自立支援協議会の目的・機能の理解、個別のニーズから地域課題の抽出、相談支援の役割分担等相談支援体制の整備等を引き続き確認するとともに、市町村における地域自立支援協議会の具体的な取り組みとその効果に関する状況を明らかにした上で、個別支援から地域課題への抽出プロセスが構築されているか等の観点も考慮した。

また、ヒアリングの対象は、令和 7 年 3 月に実施した市町村アンケートの回答内容から、協議会の運営に課題を感じていると回答した市町村や記載内容から課題が見受けられた市町村、協議会派遣のアドバイザーを希望する市町村とし、アドバイザー会議にて検討の上、決定した。

＜ヒアリング結果＞

上記の内容を踏まえ、今年度は 3 市の地域自立支援協議会に対し、ヒアリングを実施した。

なお、ヒアリング結果については後述のとおりである。

2 アドバイザー派遣候補先（案）

ヒアリング内容等を踏まえ、アドバイザー派遣により地域協議会のさらなる活性化が見込まれると期待できる地域自立支援協議会（門真市）に対し、以下のとおり、アドバイザーの派遣を行うものとする。

第1 現状

＜地域自立支援協議会＞

- 地域自立支援協議会は、親会、サブ協議会、7つの専門部会（「相談専門部会」「地域移行専門部会」「児童専門部会」「精神保健専門部会」「就労専門部会」「障がい専門部会」「障がい者差別解消専門部会」）で構成されている。
- サブ協議会は地域協議会の核となる会議であり、各専門部会の代表や主要機関が参加している。各専門部会から集約された地域課題をサブ協議会で検討し、検証が必要な地域課題に対しては、基幹が部会同士の協働の繋ぎや課題解決の取組みのサポートを担って対応している。各専門部会の意見を集約しているが、メンバーが多岐にわたるため、議論が難しく、報告が中心となっており、意見を集約後、親会に対してどうすべきなのかは理解できておらず、現在のやり方を変えなければならないと感じているが、具体的にどうしたらいいのかが分かっていない。
- 各部会を開催する前に市、基幹、委託等で事務局会議を行うのだが、会議のための会議が多く、負担になっている。各部会の開催回数や内容は精査する必要があると感じている。
- どの専門部会も地域課題の抽出や課題解決に取り組むことを目的の一つとしているが、地域課題の把握方法が共有できておらず、一部の部会では目的達成に至らないことが多い。

＜相談支援体制＞

- 基幹相談支援センターは委託。
- 三層構造の役割分担、一定の仕分けはできていると考えているが、基幹が地域協議会にどれだけのマンパワーを割くのか、委託の役割をどうするのかなど、明確に示す必要がある。
- 相談支援事業所は、基幹が1箇所、委託が2箇所（知的・精神・身体）、指定特定は、委託を含めて19箇所（児童発達支援センターも含む）。
- 現在、主任相談支援専門員は児も含んで6名（委託3名、基幹2名、児1名）。

第2 課題

- 地域自立支援協議会の構成員が協議会の機能をよく理解し、地域自立支援協議会をよりよいものとするために共通の目標を常に持ち、地域課題に対して前向きに取り組んでいけるよう、地域自立支援協議会の目的や役割を十分理解する必要がある。
- 会議体・組織の整理と運営の見直しを検討する必要がある。
- 地域課題の抽出や課題解決までの道筋を理解し、個別の課題について、現状の社会資源では解決できない支援課題を集約・分析し、地域課題として共有したうえで解決するよう取り組んでいけるかが課題である。

第3 派遣理由

- 地域自立支援協議会の参加者全員が主体的に参加し、共通の目標を持って地域課題の解決に取り組んでいけるよう、地域自立支援協議会の目的や役割・機能の理解促進が必要である。
- アドバイザーが実情を把握した上で、地域自立支援協議会・組織の整理とその運営方法の改善等について検討を行う。また、各専門部会で取り扱う個別課題からの地域課題の抽出や、抽出した課題の解決に向けた地域自立支援協議会の仕組みの構築等の助言が必要である。

3 アドバイザー派遣を実施した地域自立支援協議会に対する今後の方針（案）

下記の実施状況報告を踏まえ、3つの地域自立支援協議会に対する今後の方針（案）は以下のとおり。

市町村	派遣開始	派遣目的	今後の方針 （案）
泉大津市・ 忠岡町	R4 年 12 月	・協議会の目的や役割・機能の理解促進 ・基幹 C 設置を含む相談支援体制の見直し ・地域課題抽出及び課題解決の仕組みの構築	派遣継続
池田市	R6 年 1 月	・協議会の目的や役割・機能の理解促進 ・基幹 C を中心とした協議会の運営方法の改善 ・地域課題抽出及び課題解決の仕組みの構築	派遣継続
交野市	R6 年 11 月	・協議会の目的や役割・機能の理解促進 ・基幹相談支援センターを中心に、協議会の運営 の改善 ・地域課題抽出及び課題解決の仕組みの構築	派遣継続

**大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣 実施状況報告
(令和 4 年度派遣決定分)**

泉大津市・忠岡町		派遣期間	令和 4 年 12 月～
目 派 的 遣	協議会の運営支援		
当初派遣決定理由	○ 泉大津市・忠岡町が共同で運営している地域自立支援協議会の参加者全員が主体的に参加し、共通の目標を持って地域課題の解決に取り組んでいけるよう、地域自立支援協議会の目的や役割・機能の理解を促進する。 ○ 地域自立支援協議会がコロナ禍の影響もあって書面開催が続いており、機能を活用しきれていないため、アドバイザーが実情を把握した上で、基幹相談支援センターの設置を含めた相談体制全体の見直しを図るとともに、地域自立支援協議会の運営方法等について検討を行う。 ○ また、個別の支援課題を集約・分析し、地域課題を抽出する方法や抽出された課題を解決していけるよう、地域自立支援協議会の仕組みの構築等の助言を行う。		
具体的な支援内容	(令和 4 年度) ○ 令和 4 年 12 月、泉大津市及び忠岡町の職員に、協議会の現状、課題及び基幹相談支援センターの設置の進捗状況を確認した。 ○ 現在の協議会の運営状況を踏まえると、まずは協議会の構成員間で、協議会の目的や役割・機能を再確認する必要があることを助言した。 ○ さらに、行政や事業所のみで解決できる課題は少なく、地域の課題を解決するためには、地域の関係者と十分議論することができる協議会を活用し、そのネットワークの中で解決をしていくことが重要である旨を助言した。 (令和 5 年度) ○ まずは、行政の担当者が協議会の役割を再認識して、地域の現状や課題などの情報共有ができるよう、アドバイザーが協議会の役割について講義した。また、基幹相談支援センターの設置の検討をしているため、協議会の運営の要となる基幹相談支援センターの役割、機能についても講義した。 ○ ヒアリングの結果、地域の相談支援専門員の数やそれぞれが受け持つ件数等の実態を行政がつかんでおらず、基幹相談支援センターの設置に向けた相談支援の役割を明確化するため必要があることから、地域アセスメントの実施を提案した。 ○ また、基幹相談支援センターは共同ではなくそれぞれの市町で設置を検討していること、協議会の運営を議論する前に相談支援機関の役割分担の明確化を図る必要があることを踏まえ、基幹相談支援センターの設置の見通しが立てば、協議会運営について検討を再開していくことを提案した。そのため、まずはそれぞれの行政担当者に、アドバイザー作成の地域アセスメント様式を用いたヒアリングを実施後、同様に相談支援専門員(委託相談支援事業所)からもヒアリングを行う地域アセスメントを提案した。 ○ 2 月以降、相談支援専門員(委託相談支援事業所)に対して泉大津市、忠岡町そ		

	それぞれの地域アセスメントを月 1 回のペースでヒアリングを実施した。 (令和 6 年度) ○ アドバイザーから泉大津市と忠岡町への地域アセスメント結果から導き出された相談支援体制等の課題や所見を両市町の担当者に報告し、今後の進め方について説明した。 ○ 地域アセスメント結果をさらに深めることを目的とし、地域の指定特定・指定障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所の相談支援専門員に対する聞き取りを行うため、第 2 期地域アセスメントについて両市町及び地域の指定特定相談支援事業所等に説明した。 ○ 第 2 期地域アセスメントにあたり、地域の指定特定相談支援事業所等に対し、地域自立支援協議会及び相談支援の役割について 2 回に分けて講義を行った。その後、指定特定相談支援事業所等からヒアリングを行い、地域アセスメントを実施した。 ○ アドバイザーから、第 2 期地域アセスメントの結果から導き出された相談支援体制や協議会等の課題案及び課題解決方法案を提示し、今後の進め方について協議した。 (令和 7 年度) ○ 事務局会議（相談支援三層構造検証ワーキング）を設置し、目的やその役割、検討項目（相談支援三層構造の整理と明確化、協議会の目的や役割の明確化、相談支援専門員のための情報共有・集約ツールの作成等）を整理した。 ○ 忠岡町の基幹相談支援センター設置に向けて、進捗状況を確認し、事業内容等の整理を実施した。 ○ 地域の相談支援体制の機能強化や地域課題の抽出、相談支援専門員の人材育成等を目的とした相談支援部会を令和 7 年 4 月に新設した。 ○ また、相談支援部会の中で出た地域課題案を事務局会議で検討し、地域課題になるかどうかを検討する場とし、地域課題の抽出プロセスの実践を行っている。
今後の見通し	○ 協議会の目的である地域課題の抽出とその解決に向けた協議については、引き続き、個別課題の事例検討を実施することにより、地域課題抽出プロセスの実践を行い、必要に応じて助言等を行う。 ○ 相談支援体制に係る詳細な地域アセスメントの実施に向けて、新規計画を導入しやすい条件等の相談支援専門員向け聞き取りツールを作成し、相談支援部会に諮る予定。 ○ 泉大津市の基幹相談支援センターの役割分担の確認を行うとともに、事業内容等を整理し、その運営や忠岡町の基幹相談支援センター設置に向けた助言等を実施する。 ○ 相談支援部会以外の専門部会についても整理等を行いながら、協議会要綱の改正や組織構造の見直しを検討する。

**大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣 実施状況報告
(令和 5 年度派遣決定分)**

池田市		派遣期間	令和 6 年 1 月～
目 派 的 遣	協議会の運営支援		
当初派遣決定理由	○ 地域自立支援協議会の参加者全員が主体的に参加し、共通の目標を持って地域課題の解決に取り組んでいけるよう、地域自立支援協議会の目的や役割・機能の理解促進が必要である。 ○ アドバイザーが実情を把握した上で、基幹相談支援センターを中心に地域自立支援協議会の運営方法の改善等について検討を行う。また、相談支援連絡会で取り扱う個別課題からの地域課題の抽出や、抽出した課題の解決に向けた地域自立支援協議会の仕組みの構築等の助言が必要である。		
具体的な支援内容	(令和 5 年度) ○ 令和 6 年 1 月、初回の打合せにおいて、市及び基幹相談支援センターより、現在の協議会の状況と今後の派遣に向けたスケジュール案等を確認した上で、協議会運営に係る課題をヒアリングした。 ○ 課題としては、様々な地域課題に対して、会議数が多く、委員も同じ顔触れが目立ち、協議会に参加する委員の負担が大きい。また、部会においては、就労系と生活介護のように事業形態が異なる事業所が参加するため、課題意識にバラつきがあり、今後の取り組みについて集約が難しく、部会運営に苦慮していること等が挙げられた。 ○ アドバイザーからは、現在の協議会の運営状況を踏まえると、ある程度運営会議で整理した上で協議会の構成員間で、協議会の目的や役割・機能を再確認する必要があることを助言した。 (令和 6 年度) ○ アドバイザーからは、令和 6 年度の全体会議・運営会議・各部会の年間計画について、全体会と各部会等の連動性を踏まえ、各会議の開催時期等を助言した。 ○ 全部会合同研修会において、市内の事業所等が協議会の役割を認識して、地域の現状や課題などの情報共有ができるよう、アドバイザーより協議会の役割について講義を行った。 ○ 研修会のアンケートや今年度の各部会の取り組み状況を運営会議で共有し、今後取り組むべきものなどの整理を行うとともに、次年度の協議会運営について助言した。 (令和 7 年度) ○ 運営会議において、上半期の取り組みの振り返りや下半期の各部会の取り組みなど年間スケジュールの共有を行った。 ○ 地域課題については、国の最新の施策動向についての情報や主任相談支援専門員連絡会を活用しながら、他市の先行事例などを参考に、事例検討と並行して、池田市に適したテーマに落とし込むようアドバイザーから助言を行った。		

	○ また、部会長を輪番制にして自立支援協議会を身近なものとして感じることが出来る人材を増やしていく枠組みを作ること、部会の運営体制の見直しについては、会議体を乱立するのではなく別枠としてプロジェクトチームを設けることを検討するなど、会議の運営体制を見直す手段があることを助言した。
今後の見通し	○ 運営会議、各部会とも確実に機能しているが、引き続き、全体会議への報告・提言や、全体会議の機能について、参加者の意識を醸成しながら、自立支援協議会における組織形態・運営方法の再検討についての議論を見守っていく。 ○ 協議会の運営体制など、新たな課題の解決に向けた取り組みを行ううえで、協議会として助言を必要とすることが想定されるので、必要に応じてアドバイザー派遣をスポット的に実施し、引き続き助言等を行う。

大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣 実施状況報告

(令和 6 年度派遣決定分)

交野市		派遣期間	令和 6 年 11 月～
目的派遣	協議会の運営支援		
当初派遣決定理由	○ 地域自立支援協議会の参加者全員が主体的に参加し、共通の目標を持って地域課題の解決に取り組んでいけるよう、地域自立支援協議会の目的や役割・機能の理解促進が必要である。 ○ アドバイザーが実情を把握した上で、基幹相談支援センターを中心に地域自立支援協議会の運営方法の改善等について検討を行う。また、相談支援連絡会で取り扱う個別課題からの地域課題の抽出や、抽出した課題の解決に向けた地域自立支援協議会の仕組みの構築等の助言が必要である。		
具体的な支援内容	(令和 6 年度) ○ 個別申込によるアドバイザー派遣において、これまでに整理してきた行政・基幹相談支援センター受託事業所の役割について、市担当課、主任相談支援専門員（基幹相談支援センターの人材育成業務を一部受託）と共有した。 ○ 令和 6 年 8 月より、市内 3 か所の委託相談支援事業所を交えて上記内容を再度共有し、委託相談支援事業所が抱える課題について聞き取りを実施した。 ○ 同年 11 月より協議会からの派遣となるにあたり、改めて派遣決定の目的や地域協議会の目的や役割等を共有した。また、現在の相談支援体制等の状況を、市担当課（基幹センター直営）、委託相談支援事業所とともに整理のうえ、事業検証を実施した。 ○ 役割分担の整理にあたって、まずは個別課題の事例検討を 3 回程度実施することにより、地域課題の抽出プロセスの実践を行うこととした。令和 7 年 1 月から 3 月にかけて、各委託相談支援事業所から事例を提供してもらい、アドバイザーから適宜助言を行いながら検討を実施した。 (令和 7 年度) ○ 相談支援事業の整理表をまとめ、相談支援三層構造の事業内容や官民の役割分担等の整理を行い、検討を行った。 ○ アドバイザー派遣に参加している事業所から個別課題の事例を出してもらい、事例検討から地域課題の抽出のプロセスの実践を行っている。 ○ 協議会の見直しに向けて、まずは協議会のアセスメントを実施し、6 つの機能ごとに検証・整理を行っている。 ○ アドバイザーより、「障がい者相談支援事業マニュアル」の作成や交野市の状況にあった相談支援体制の整理にむけた「交野市相談支援体制のありかた検討ワーキング」のたちあげを提案した。		

今後の見通し	○ 引き続き、個別課題の事例検討から、地域課題の抽出プロセスの実践を行うことにより、参加者全員の協議会に対する認識を共有し、今後の役割分担の整理や円滑な協議会運営につなげていく。 ○ 協議会事務局会議の機能強化に向けた取組みを行ってきたため、地域アセスメントに基づいた自立支援協議会再編に向けた検討を行い、引き続き、協議会の運営方法について助言を行う。
---------------	---

4 その他の市町村ヒアリングの主な内容

箕面市
＜地域自立支援協議会＞ ○ 箕面市自立支援協議会は、運営会議・3部会（「相談支援部会」「地域移行・定着支援部会（精神）」「権利擁護部会」）と「障害者就労系通所事業所情報交換会」で構成されている。 ○ 個別事例から地域課題の抽出のプロセスについては、令和7年度より、相談支援部会の下に「地域課題検討ワーキンググループ」を設置し、課題を抽出する仕組みを構築した。 ○ 課題としては、地域課題の抽出や共有の場について難しさを感じているところ。 ○ 市主導で提案していた各部会の内容についても、座長を務める委託相談の3法人や主任相談支援専門員を中心に会議の内容を決めるように変化してきた。 ＜相談支援体制＞ ○ 令和6年度の相談支援部会において、基幹相談支援センター、委託相談、指定特定の役割分担、3層構造を整理。 ○ 主任相談支援専門員は2人。主任相談支援専門員が主導して基幹相談支援センターに提案して動くという流れができてきた。 ○ 基幹相談支援センターは、市直営。相談支援事業所は、委託の3箇所と特定を含めて全部で15箇所。
八尾市
＜地域自立支援協議会＞ ○ 地域自立支援協議会は、本会議、事務局会議、サブ協議会と4つの部会（「就労・日中活動支援部会」「入所施設・グループホーム支援部会」「地域生活支援部会」「障がい児支援部会」）、専門部会として「地域生活支援拠点等整備検討部会」「危機状況対応部会」で構成されている。 ○ 個別事例の検討、個別事例を通しての地域課題の抽出はできていない。 ○ 個別課題については基幹やサービス担当者が後方支援にあたって解決に向けて対応しており、個々の課題も含めて、市や事業者がまとめて支援部会で話し合っており対応している。 ○ 各支援部会で課題を抽出し、4つの部会の共通課題を支援部会の活動テーマとして選定し、2年間はそのテーマに沿って各部会がそれぞれ活動し、その結果を毎年本会議において報告している。 ○ 支援部会は4委託事業所が事務局となっているが、部会長以外のメンバーは流動的。各部会で事業所に参加を呼びかけ、事業所の職員が自由に参加できるようになっており、事業所の意見を吸い上げる場として活用している。 ＜相談支援体制＞ ○ 基幹相談支援センターは市の直営。委託は4事業所。指定特定は34事業所。 ○ 3層構造は機能として整理しているが、基幹としての役割、委託相談と指定特定との明確な役割分担は課題。実際、委託相談事業所の業務内容には計画相談も含んでいる等具体的な役割

分担の整理が必要。

- 主任相談支援専門員は５人（委託に２人 指定特定に３人）。
- 委託事業所は障がい種別ごとにわけて役割分担している。

＜その他＞

- 市としての課題認識に加えて指定特定相談支援事業所等から、相談支援の課題を抽出できる会議体を作してほしいという要望があり、自立支援協議会の枠組みの外に相談支援事業所の会議体として「八尾市相談支援事業所連絡会」を令和６年度より立ち上げ、市と管内の指定特定相談支援事業所に在籍している主任相談支援専門員が事務局となり、課題解決に向けて取り組みを進めているところである。

5 その他の取り組み

(1) 地域自立支援協議会情報交換会の実施

地域自立支援協議会を対象とした会議において、研修会の実施や好事例の共有・意見交換等を行うことで、課題解決に向けた気づきを促すなど地域自立支援協議会の活性化をめざすために情報交換会を実施している。

令和4年度の障害者総合支援法の改正により、協議会の役割として「障害者等の適切な支援に関する情報共有」について明確化されるなどしており、障がい者の地域の支援体制の整備を推進していくため、協議会の役割を再度認識する必要があること、また、前回の情報交換会のアンケートにおいて、「地域課題の抽出・解決方法について知りたい」「自立支援協議会の好事例について知りたい」等の意見が多数あったことから、「地域課題の抽出・解決方法」をテーマに情報交換会を実施した。

(2) 第1回地域自立支援協議会情報交換会

日 時：令和7年7月24日（木）13時30分～16時00分

会 場：大阪府咲洲庁舎 2階咲洲ホール

参加者：地域自立支援協議会 事務局構成メンバー等（38市町村、約77名参加）

内 容：①講義「地域課題の抽出と解決方法」

講 師：大阪府障がい者相談支援アドバイザー

目 的：（自立支援）協議会の役割の柱となる地域課題の抽出・解決方法などの取り組み方を共有するとともに、アドバイザー派遣において、地域課題の抽出や課題解決に向けた取り組みを検討している市町村の関係者に実践内容を情報提供することで、地域（自立支援）協議会の活性化につなげる。

②情報交換会（8グループに分かれてグループワーク）

ファシリテーター：各市町村の相談支援専門員等

内 容：地域自立支援協議会、地域課題の抽出と解決方法について等

【参考】

【アドバイザー派遣 申込状況について】

熊取町

依頼内容の種別	1. 協議会の運営支援 2. 相談支援従事者のスキルアップ 3. その他
具体的な内容	○ 現在、基幹相談支援センター未設置であるが、設置を目指している。 ○ 基幹相談支援センターの設置に向け、基幹相談支援センターが担う役割を明確にするとともに、現状の委託相談支援事業所の業務内容を整理し、町内の相談支援体制（三層構造）に関する役割分担を整理・明確化する必要があると考えているため、これらを行うにあたり、助言をいただきたい。
支援内容	○ 令和 6 年 8 月からアドバイザー派遣を開始。町の相談支援事業所連絡会のメンバーに対して、アドバイザーによる「相談支援の役割と内容」についての講義を実施。その後行政担当者、委託相談支援事業所、主任相談支援専門員が参加する形で「くまとり相談支援あり方検討会」が月 1 回開催され、令和 6 年度については基幹相談支援センターの事業内容の整理を中心に行った。 ○ 今年度は、昨年度概ね整理してきた基幹相談支援センターの事業内容を踏まえ、障がい者相談支援事業の内容と役割分担について整理を行っている。具体的には、相談支援三層構造について基本相談支援と基幹相談支援センターの総合相談の違いといった内容の議論を行い、役割整理を進めている。 ○ 上記障がい者相談支援事業の役割整理のなかで、これまで他機関との連携が十分できていなかったといった気づきがあったり、アウトリーチ機能をどのように発揮していくかという議論も行われている。 ○ 今後は、基幹相談支援センター設置に向けた助言を引き続き行っていくとともに、地域課題の抽出を目的とした事例検討会の進め方の助言などを行っていく。

岬町

依頼内容の種別	1. 協議会の運営支援 2. 相談支援従事者のスキルアップ 3. その他
具体的な内容	○ 本町では現在、基幹相談支援センターが未設置であるため、設置に向けた助言をいただきたい。 ○ 具体的には、基幹相談支援センターの役割や機能、運営方法について経験豊富なアドバイザーから助言いただきたい。
支援内容	○ 令和7年2月に初回派遣を実施。基幹相談支援センター設置に向けて、行政担当者から現時点で検討している内容や困っている内容などのヒアリングを行った。翌月から基幹相談支援センター設置に向けて町内の関係者が集まって協議をする会議が開催されることとなり、まずはアドバイザーによる相談支援三層構造についての講義を実施し、その後現状の相談支援体制の確認を行った。 ○ 今年度は基幹相談支援センターの事業内容と役割整理について、行政担当者、委託相談支援事業所、基幹相談支援センター受託予定者（社会福祉協議会）が参加する形の会議が月1回行われることとなり、引き続きアドバイザー派遣を行った。基幹相談支援センターの事業内容の整理を行うとともに、運営方法や設置までに必要となる準備等の話も取り入れ、具体的なイメージが持てるような助言を行った。町からは今後のスケジュール案が提出され、基幹相談センター開設に向けた道筋が示された。 ○ 基幹相談支援センターの事業内容の整理がおおむねできたことで、今後は、町は予算要求や基幹相談支援センター設置要綱の制定など、また受託予定者側は定款の変更といった事務的な手続きをしていく段階になるため、アドバイザー派遣については8月で終了となった。今後は基幹相談支援センターが開設された後などに、フォローの観点から必要に応じてアドバイザー派遣を検討していくことになる。